KSKQ　（ファースト・ラン NO.92）　第三種郵便物承認　通巻第 8061 号　2014 年 12 月 26 日発行(1)

多くの仲間とともに現在を変え未来を創造するために 2014年12月

KSKQ ファースト・ラン　NO. 92

一九九一年九月三日　第三種郵便物認可　毎月（1・2・3・4・5・6・7・8の日）発行　定価百円

『僕の好きな動物たち』黒田 恭介氏

スタッフリレーコラム～こんなメンバーであんじょうやってます～

『つながる、生きる？地域で生きる？』

皆様初めまして。１１月から当法人の相談事業に関わらせていただく事になりました。宜しくお願いいたします。

ちょうど研修中で講義の中にとても心に残るものがありました。「地域でつながり合うことの大切さ」といったテーマだったのですが、話を聞きながら親の介護で故郷に帰った時のことを想い出しました。３０年ぶりの故郷は全く変わっていなくて、母なる大地という言葉が思い起こされ、３０年という月日はこの風景の前に一瞬だったようにも思いました。高齢化率が高く財政も厳しい状況でしたが、何より人々がいつも暖かく助けあい、私はその人間関係の中で安心して暮らすことができました。父が亡くなりしばらくして箕面に戻り、地道に活動している人々に再会し、嬉しく誇りに感じたのと同時に、幾重もの人々のつながりを改めて感じました。この街が、とりわけ生きる事に困難を抱える人達にとって「住んでよかった」「ここに住めば何とかなる」と思ってもらえる街でありたいと願っています。これからは、相談の仕事を通してその一助となればと思っています。

（福田光子）

対市交渉　2014 年度報告

毎年、この時期に行われる箕面市の対市交渉の報告を今年もダイジェストで報告いたします。対市交渉は、行政と障害者団体が一緒になって、障害者が生活する中で抱える問題を協議して改善の方向に持っていこうとする場です。対市交渉の申し入れ書には『箕面市ならではの「障害者も共に働く一員であり箕面市は労働に軸足を置く」あり方は、市民、箕面市行政と協働で進めてきた思いとして今も根強くあると信じています。』『わたしたち現場と箕面市行政が遊離するのではなく、小さな核となる誇りを共に磨き、これからを担う一人ひとりの人権が尊重され、暮らしや労働に一切の差別をされない街づくりを、箕面市行政とともに歩み続けて行きたい…』と記されています。このような思いをもって障害者団体と箕面市行政による対市交渉は二日に亘って協議されました。

「くらすこと」「はたらくこと」「人権」と協議の内容を大きく３つに分けて報告いたしますのでご覧ください。

●日時　10月22日(水)、11 月 12日(水)　●会場　らいとぴあ 3Fホール

『くらすこと』

【健康福祉部（障害福祉課・健康福祉政策課）】

① 障害者差別解消法施行に向けて⇒障害福祉課と人権文化部が中心となって窓口のあり方等を検討していく。実態把握等、障害者市民施策推進協議会を中心に進めていく。障害者計画（みのおNプラン）を基本に「合理的配慮」について庁内への周知を行っていく、との回答でした。

② 入所施設ではなく地域でその人らしく暮らすための環境整備について⇒ノーマライゼーションの理念に基づく体制作りが必要と認識している。「地域生活支援拠点」の整備とは、国の計画

では、小規模施設、グループホームなどのイメージだが、大阪府では既存の社会資源を組み合わせて面的に整備する形で進めていく、との回答でした。

③ 重度障害者の入院時コミュニケーション支援事業について⇒来年度に向けての制度見直しは考えていないが、利用できる対象者が狭いなど、問題意識は持っている。箕面市立病院と入院時の「合理的配慮」について協議を行っていく、との回答でした。

④ 居宅介護での「入浴は週 4回まで」という制限の撤廃について⇒週 4回までは特段の事情を問わず認めることとしている。しかし、回数制限すること事態問題があるという指摘を受け止め、今後、各相談事業所とも協議し、進めていきたい。また、訪問入浴については状況に応じて１８才未満でも利用ができる、との回答でした。

⑤ 福祉予約バスの見直しについて⇒福祉予約バスは 1月より、「福祉輸送利用促進モデル事業（オレンジゆずるタクシー)」へと移行する。市のシルバー人材センターに事業委託し、車両12台で学校送迎と一体的に行っていく。有料化するが対象者も広がり、自由に使えるので、できるだけ多くの方に利用してもらいたい。平成29年度までのモデル事業なので様々な課題について検証し改善を目指す、との回答でした。

⑥ グループホームの充実について⇒地域移行推進のためにも充実が必要と考えている。今般の国の制度改正に基づき、市でも補助金要綱の改正を検討する。実際に運営する事業所の意見も聴いていく、との回答でした。

【地域創造部（交通政策課)】

① ノンステップバスの導入について⇒平成３２年度までに７０％を目標と法律に基づき定められている。箕面市では現在３５．１％の達成率。阪急バスでもここ３年導入が滞っている。市の補助金もここ３年出せていない状況。阪急バスには導入を進めるよう働きかけ・協議していく、との回答でした。

【総務部（市民安全政策課)】

① 今年、8月の集中豪雨での課題について⇒視覚・聴覚障害者への情報伝達の面で課題が出た。今後、改善していきたい。

② 地区防災委員会への障害者団体の代表の参画について⇒（進める方向で）障害当事者の意見を聞く場を検討していきたい、との回答でした。

③ 要援護者も含む避難訓練の実施について⇒来年1月17日に全市一斉避難訓練を行う。土曜日の訓練になるので、避難訓練への障害当事者の参加も踏まえて、課題を抽出していきたい、との回答でした。

④ 障害福祉サービス事業所、就労施設等と協定を結び、災害時等に関連機関と連携・協力するための具体的な取り決め、マニュアル作成等について⇒マニュアル作成はまだできておらず、まず各事業所ですすめてほしい。安全体制にバラツキがあるのが現状であり、自立支援協議会でマニュアル作りを検討したい。事業所との連携体制は重要だと認識している、との回答でした。また、団体の行ったアンケートでは、圧倒的に多くの障害者・家族が災害時には福祉避難所のささゆり園に直接避難すると答えており、パニックになることが想定され、この点について、十分な検証・検討を要する。民生委員に高齢者だけでなく障害者のことをもっと把握してもらう必要がある。等の課題が団体側から指摘されました。

『はたらくこと』

【健康福祉部（障害福祉課）】

① そよかぜの家の事業所化について⇒経営体力等諸要件が整えば、事業所化に向けて応援していきたい。また、国に対しても、就労継続支援事業Ｂ型の限界性を指摘する中で、社会的雇用の制度の国制度化の必要性を求めているとの回答でした。

② 就労に関する新規事業の立ち上げについて⇒市単独費用の新しい補助金を立ち上げるのは難しい。国、府の助成金の活用を考えたいとの回答でした。

③ 社会的雇用の国、府への働きかけについて⇒総合支援法の見直しへの働きかけ、府を通じての国への働きかけ、報道機関への働きかけなどを引き続き行っているとの回答でした。

④ 障害者事業所制度の今後について⇒来年度もしっかりと予算要求していきたい。国制度との整合性も問題ではあるが、事業所制度についての協議はできるだけ早く再開したいとの回答でした。

⑤ 障害者優先調達推進法について⇒優先調達推進員を各課への営業の窓口としてもしっかり位置づけたいとの回答でした。

【総務部（職員課）】

① 新人研修および監督者研修について⇒研修団体に事前に獲得目標等を通知することは

定着させたい。監督者研修の複数日化は難しいとの回答でした。

② 障害者別枠採用の実績について⇒年齢制限を４０歳に引き上げ、採用時期も拡大、任期付き短時間勤務も含め条件の多様化を図っている。しかし、自力通勤の条件を外す事は難しいとの回答でした。

③ 知的障害者の採用について⇒現業部門の縮小、職員削減の現状の中で、新たに採用する事は難しいとの回答でした。

④ 精神障害者の採用について⇒市職員の復職について力を注いでいる。窓口業務の多い職場の特性上、新たな採用は難しいとの回答でした。

⑤ 職場実習の進捗について⇒仕事の切り出しも終わり、今年度中に実施したい。来年度の職場実習の担当課の監督者があらかじめ障害者団体での研修を経験することは、検討課題としたいとの回答でした。

【地域創造部（商工観光課）】

① 障害者団体の収益拡大支援策、また、商工事業者への啓発について⇒商工事業者全般との日常のお付き合いのなかで、お願いしていきたいとの回答でした。

『人権』

【教育委員会（子ども未来創造局）】

① 支援教育の実施状況について⇒支援保育については、公立と民間で同じ受け入れ状況になっているが、保護者からの希望は公立が多い。介助員の人数については何人に一人ではなく、必要に応じて配置している。中高で支援学校に行く人が増えていることについて、国の特別支援教育の流れで個別支援に視点が動きつつあることが懸念されるが、「共に学び育つ」教育をすすめていきたい、との回答でした。

② 新放課後モデル事業について⇒支援が必要な子どもがプログラムに参加できるように、年度当初にコーディネーターと指導員と面談し、必要に応じ加配を行っている。また、研修は発達障害に関することやＡＥＤの使い方等、年１４回実施している。看護師配置について、学校の派遣の延長で対応することは難しい。訪問看護ステーション等、地域の社会資源活用による派遣は、費用がかかるが方法としては考えられる、との回答でした。

③　障害のある子どもの放課後について⇒学童保育から放課後デイに切り替えた件数は２５年…３件、２６年…５件。学童保育では障害のある人に対し、視覚情報の導入や分かりやすい行動パターンの指示などの配慮に努めている。学童保育では原則保護者のお迎えをお願いしており、送迎のある放課後デイを選ばれるケースもある、との回答でした。

④　市内公立小・中学校における災害時の対応について⇒担架は各学校に設置。避難訓練は事前に説明し、医療的ケアが必要な人には在籍学校で情報交換している。ＡＥＤや蘇生方法の講習は、支援学校の研修に参加したりしているが、今後、教育委員会としてもそういった機会を作っていきたい、との回答でした。

⑤　箕面市支援連携協議会について⇒３つの部会（①小中②幼保③地域生活支援部会）を設け、③の中では１８歳以降の就労・生活についての支援を考えている。障害のある人、労働関係者はメンバーに入っていないが、自立支援部会と連携していきたい、との回答でした。

⑥　「共に働く」将来を見据えた教育について⇒購買部、パンの販売、事業団の花壇の作業等、日常的に触れる機会がある。また、小学校の生活科、社会科で「まち体験」、中学校では「福祉体験」がある。課題としては、体験させっぱなしではなく、体験したことを自分のものにしていけるよう振り返りが必要であり、今後そういった視点で「福祉・職場体験」の充実に努めていく、との回答でした。

⑦　「いじめ」について⇒昨年、「いじめ防止基本法」を作成し、各学校ごとに基本方針を作成、実践するように言っている。「未然防止」が最も重要であると考えている。無記名の調査を６月と１０月に実施し、市全体約１１,０００人中１,５００人がいじめられたことが「ある」と回答。記名調査も実施。「ある」と答えた子どもについては追跡調査をしている。子どもが考えている事と大人が事件と考える事に大きな開きがあるので子どもの気持ちを大切に考え対応していく、との回答でした。

⑧　保育所の民営化について⇒民営化については、平成１９年に瀬川、２０年に桜、２６年に箕面、２９年以降に稲保育所を予定している。民営化に伴う環境の変化への配慮としては、民営化した年の半年間を引き継ぎ期間とし、支援が必要な子ども、保護者に対し丁寧な引継ぎを行っている。民営化の前年度に保護者会、民営化委託法人、市教育委員会幼児育成課の３者で意見交換をし、民営化後も定期的に行っている、との回答でした。

【人権文化部（人権国際課）】

① ヒューマン・ライツ・レポートについて⇒庁内の人権行政推進本部会議の中の人権行政研究会で年１回、２００部発行し推進協議会と審議会のメンバーに配布する他、市内公共施設に置いている。ホームページにも載せている。これまで外国人、障害者、ＤＶについてレポートをまとめたが、今後、もう少し取り組みを続け、合冊して白書的なものにしていかなければと考えている、との回答でした。

② 「障害者差別解消法」について⇒国の基本方針、府のガイドラインは策定中で、それらを踏まえて取り組みを進めたい。「障害者差別解消法」は全庁的にかかわることで、担当課がメインとなる。責任所轄部署は庁内の意思決定がないので今は答えられない。障害福祉課としては、差別事象と合理的配慮を考え「障害者差別解消法」を受けて責任を持って取り組む、との回答でした。

③ 庁内の差別につながる恐れのある問い合わせについて⇒今年度、３件の問い合わせがあった。①市民相談室に、東京在住の女性が引っ越しするにあたり、被差別部落地域がないかの問い合わせ。②「らいとぴあ」に被差別部落地区に関する問い合わせ③営繕課に宅建業者から家を建てる場所が同和地区かどうかの問い合わせ。①②については、問い合わせには応えられないと伝え、意図を確認し、差別性に対しての気づきを促したが、電話を途中で切られた。③については、府の条例違反の為、府へ報告し府から指導。

職員の「気づき」につながるしかけとしては、階層別、経験別で人権研修を行っている。研修後にアンケートをとり、率直な意見を把握している。また、セクハラ対応に関する相談窓口もある。職員間であった差別事象は取りまとめて職場で周知している。（個人情報には留意している。）庁内の窓口対応、来庁者電話対応でも差別的なことがないよう、対応には留意している、との回答でした。

④ 就労継続支援Ｂ型事業所の問題点について⇒障害のある人もない人も共に働くことが重要で、その考え方がおろそかにされてはいけないと思っている。「そよかぜ」を取材し「ヒューマン・ライツ・レポート」の一部にして発行する取り組みもした。就労継続支援Ｂ型の問題点については、真摯に受け止め、人権行政の中で啓発していく。「そよかぜ」の課題も含め、庁内で理解をすすめたい。また、「共に働く場」を守るということは、人権文化部だけでなく、箕面市行政全体として必要な事だと思っている、との回答でした。

以上。

ヘルパー募集！

人とつながる・支え合う・自分だけのやりがいを見つけてみませんか？

当法人では、箕面市在住の障害のある方の生活をサポートして下さるヘルパーさんを募集しています。週1日からでも自分のライフスタイルに合わせた勤務が可能です。

森山千代さん

『ヘルパーのやりがい』

車椅子生活をしている方が親元を離れて地域で一人暮らしをしたいという夢を応援したく、ヘルパーのお仕事を始めました。その姿を見て、自立に向けて一歩前に踏み出し新たに一人暮らしを始めた方もいます。ヘルパーって夢のお手伝いが出来る仕事なのだと思うと嬉しくなりました。自分の体調管理もしっかりやりつつ、障害のある方の生活が心地良く流れるようにこれからもサポートしていきたいと思います。

木下泰彰さん

ヘルパーになってかれこれ３年になります。まったく未経験で始めは不安でしたが、優しい先輩達に丁寧に教えて頂き何とか３年続いています。
今は泊まり勤務にも慣れ、個性豊かな利用者さんとも楽しくやってます。
少し余裕もできたので先月スマホも買えちゃいました。ヘルパーの仕事に興味がある方も、特になくても仕事をお探しの方も、辛いときもありますが、是非楽しい仲間と一緒に働いてみませんか？思わぬ発見があるかも！

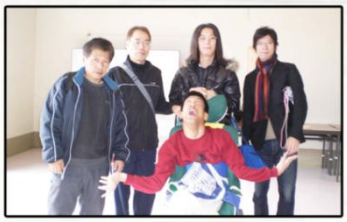

【仕事内容】
皆さんと同じようにお茶をしたり、出かけたり、お風呂に入ったり、ご飯をつくり、食べたり、
そんな何気ない日常生活を送るためのサポートです。
1対1で活動するこの仕事は決して楽なことばかりではありませんが、魅力もたくさん。
いろんな人と知り合える出会いの多さや、問題に直面してもひとりで悩むのではなく、みんなで
悩み、考えて解決していくプロセスはこの仕事が持つ「面白さ」です。

【勤務地】
箕面市内の障害のある方のご自宅
事務所に立ち寄らず直接訪問、終了後は直接帰宅となります。
困ったことなどがあれば、いつでもスタッフに連絡相談できます。

【勤務時間】
週１日～ＯＫ！早朝７時～９時、夕方１６時～２２時、１８時～翌朝の宿泊を伴うサポート等々。
１か月単位でスケジュールを組んでいきます。他のお仕事との掛け持ちＯＫです。
登録してすぐにたくさんの仕事をして頂けるわけではありません。
時間をかけて利用者との関係を作り、徐々に入れる仕事を増やしていきます。

【給与】
時間給　１，３００円～　＊サポート内容、勤務時間などにより異なります。
諸手当・・・通勤手当、移動手当、休業手当、研修手当、盆・年末年始手当など
労働災害保険加入、賠償保険も完備しています。

【資格】
ヘルパー２級以上
（各種ガイド資格保持者・同行援護・重度訪問介護など）
＊資格取得支援制度あります。
無資格でも興味のある方は是非ご相談下さい。

【連絡先】
〒５６２－０００１
大阪府箕面市箕面４丁目８番３０号
特定非営利活動法人
箕面市障害者の生活と労働推進協議会
TEL　０７２－７２３－３３４２
FAX　０７２－７２３－６５０６
担当：安東、丸橋

カエルのうた

其の 7 ～遠征・カレンダー

昔、障害者の仕事と賃金を作り出すための活動の一環で、全国にカレンダーの販売を勧めて回っていたことがある。今では考えられないことだが、その頃は「これが障害者運動だ」などと思ってやっていた。

九州の熊本県に行った時のことをよく思いだす。まずは余談だが、その時は 6 ～ 7 人で車に乗りフェリーで九州へ。到着してフェリーから降りた途端、エンジンが止まってしまった。ガス欠だ。運転手がガソリンの補給をしていなかったらしい。大阪から九州へ行くのに、ガソリンを補給しておかないなんて信じ難い。と思ったが事実だ。仕方なく運転手がスタンドまで行き、ポリタンクにガソリンを入れてもらって来てようやく動くことが出来た(今と違い、当時はポリタンクに入れてくれた)。

その後それぞれ分散し目的地へ。電話連絡をしたら、販売担当の人が駅まで迎えに来てくれるという。「これはありがたい」と待っていると現れたのは若い男性。彼が「まずは食事をしましょう」と言うので食堂へ行った。座席に座って彼は洋食を注文した。すると店の人は注文した洋食をテーブルに置かず、彼の座っている長椅子に置いた。驚いて見ていると、彼が足の指でフォークを握り食べ始めた。そのことで彼は手が動かないので、代わりに足を使って生活しているのだと気付いた。店の人もわかっているんだな。

食事が終わって「ついて来てください」と言うから販売に行くのかと思い、ついて行くと着いた所は「クマ牧場」。「たまにここへ飛び込む人がいるんですよ」と説明してくれる。自殺の名所らしい。次に連れて行ってくれたのは熊本城。カメラを「カシャッ、カシャッ！」。「どうやらこの人は私に観光地を案内してくれているようだ。が何故？」と思ったが言われるままついて回った。

一通り案内してもらったらすでに夕方。泊めていただくことになっていたので、彼の自宅へ。広い！一人暮らしと聞いていたので狭い部屋を想像していたが１ＬＤＫ。それも大阪と違い台所が広い！家賃も聞いたが安い！ 3 万円台だったと思う。その頃の大阪の相場は忘れたが、びっくり仰天したのを覚えている。

どうやって生活しているんだろうと彼を見ていると、突然流し台の前に脚立を置き、その上に登って座り、足で洗い物を始めた。ただただ驚きだ。商売気はまったくないが生命力は並ではない。

数年前私が出かけている時、推進協に彼がやって来たようだ。大阪の障害者団体を見に来たんだろう。後で聞くと彼は車を運転して来たらしい。何年経っても驚かせてくれる。その時の人間が居るとは彼も思わなかっただろう。会いたかった。残念だ！（武藤芳和）

パンのみみ

その 27　～　つなぐふうせん　～

このところ『ふうせんバレーボール』というものが気になってしかたない。まだ出会ったばかりで、まだ奥深さも難しさも分かっていなくて、良いところしか見えてないのだろうけれど、可能性をいっぱい秘めたすばらしい球技だとわたしの直感がさわいでいる。

ふうせんバレーは1989年、日本で生まれた。一人の障害のある人の何気ない“つぶやき”「重い障害のある人も一緒にできるスポーツがあったらな…」から全てが始まった。それまで病院や施設のなかで行われていたふうせんを使ったリハビリやレクをスポーツとして発展させ、誰もが参加できるカタチに考案したものだ。ルールはいたってシンプル、バドミントンコートを使用し、コートにそれぞれ6人ずつ入り、ネット越しに両チームがふうせんを打ち合う。一番の特徴は、障害のある人と障害のない人とがともにチームを組み、全てのメンバーが一度はボールに触れなければいけないという全員参加が基本となること。6回以上10回以内で相手コートに返し、チーム構成は障がいのある人3～4名と障がいのない人2～3名の計6名で、互いに対等な選手として試合にのぞむ。

先日、たまたま北摂大会を観戦する機会があり、よりこのスポーツに惹きつけられた。各チーム3才児～お年寄りまで老若男女、障害のある人/ない人がない交ぜで、障害の種別もバラバラ、多様性の宝庫のような集まりである。その面々がスポーツを楽しむために力をあわせる。生のスポーツを見て、こんなに心が動いたり、ジーンとしたことがなかった。きっと本気のスポーツは、その場にたまたま居合わせた人の心を突き抜けるくらいの衝撃を与えるのだろうけれど、わたしにはその経験が少なかったので余計に感銘したのかもしれない。もちろん勝敗を追及するのはスポーツとして大前提であるが、ふうせんバレーを見ているとそれだけではないところが光っているように思える。メンバーの苦手なところをどうフォローしあうか、仲間として一緒に戦うためのアイデアたち、真剣に勝ちにいくのだけれど、どんな状況の人もみんなチームの主役として存在している。各チームの物語が色鮮やかにあらわれるところに、豊かさや美しさを感じ入る。

ただ、ふうせんをつなげていく営み、それがとても大きなチカラになるかもしれない。障害のある人たちの暮らしの前線では、地域やまちづくりが重要なテーマだ。そこにちょっとちがった風穴を、ふうせんバレーは通すことができないだろうか…と思っている。いろんな立場の人がごちゃまぜに混ざれるラフな仕掛け。楽しみながらただ一緒にいる、そのことがだんだん日常になっていってコミュニケーションが深まっていく。そんなシーンが自然に生まれたら素敵だな。淡い淡い夢を乗せ、日本で唯一の風船職人が手作りした肉厚で割れにくく手触りのイイふうせんなんだもの、どこかに届くかもしれない。手の力がよわくても。（今井　雅子）

◎　当法人のご案内　◎

当法人では電話・FAX・Email・blog・来所・訪問等様々な方法で相談・支援を受け付けています。

【編集後記】

・１０月に受けた健康診断の結果が予想以上に良くなかった！特に中性脂肪の数値が基準値をはるかに上回っていた…。これからの時期、美味しい物食べたいのに！我慢？（職員Ｋ）

・今年一年ありがとうございました～！来年もよろしくお願いします（＾―＾）（職員ＫＫ）

・簿記2級受かりました。他の職員からもらったテキストも使ったりして合間にちびちび勉強してきた甲斐があった……。ちなみに途中で心が４回くらい折れた模様。（職員Ｂ）

編集／特定非営利活動法人　箕面市障害者の生活と労働推進協議会
〒562-0001大阪府箕面市箕面4丁目8番30号　電話072-723-3342　FAX072-723-6506
E-mail:JDW07270@nifty.com　郵便振替00990-4-116066
発行人／関西障害者定期刊行物協会　大阪市天王寺区真田山2-2　東興ビル 4階

一九九一年九月三日　第三種郵便物認可　毎月（1・2・3・4・5・6・7・8の日）発行　定価百円